

入札説明書

1 貸付物件（詳細は別表のとおり）

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
名古屋市港区泰明町1-1	建物 8・9号売店内	1㎡	1台

※貸付面積には、使用済み容器回収ボックス及び転倒防止設置部分は含まない。

また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 自動販売機の設置条件

- (1) 自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の施設使用形態
地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、愛知県競馬組合（以下「組合」という。）が設置事業者に対し、組合所有財産の一部を貸し付ける方法（賃貸借契約）により行います。
- (2) 貸付期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日までとし、貸付契約の更新は認めない。
〔借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約〕
- (3) 貸付料
毎月の自動販売機の売上金額に、入札書に記載された提案貸付利率を乗じた金額をもって貸付料とします。
【貸付料（1円未満切捨て）＝毎月の売上金額×提案貸付利率】
- (4) 必要経費
自動販売機の設置、維持管理、撤去等に要する経費負担については、次のとおりとします。
ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については組合の指示に従ってください。
イ 電気使用料及び水道使用料については設置事業者の負担とします。計量機器（子メーター）による実費を組合が指定する期限までに全額納入してください。（電気については、設置事業者において、適正な規格品である計量機器の設置が必要となります。）
また、消費電力量及び使用水量については、毎月自動販売機の売上実績とともに報告し、その使用料については、毎月発行する納入通知書により納入してください。

ウ 電気及び水道工事等が必要となる場合や設置にかかる工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置機器の仕様

ア 設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

(ア) 別表〔貸付物件一覧〕で示す外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

(イ) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

(ウ) 省電力やノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮したものであること。

(エ) 取出口が高い位置にあるなど、利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインのものや、災害や緊急事態の発生で停電時になったときに対応する災害救援ベンダーを搭載した機械を設置することについて、組合と協議の上、積極的な導入に努めること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を順守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料、電気使用料及び水道使用料を組合が定める期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については組合と協議の上行うこと。

エ 販売品目は、冷・温の清涼飲料水とし、酒類の販売は認めない。また、商品の具体的な構成については、落札決定後、組合と協議すること。

オ 自動販売機の販売価格は、別表〔貸付物件一覧〕でそれぞれに示す。

(7) 維持管理

契約期間中は次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状を回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を組合に請求することはできません。

(9) その他

貸付契約は入札参加者名義で行うこと。

4 入札参加申込みの受付日時及び場所

(1) 日時

平成26年2月10日（月）から平成26年2月28日（金）まで

(2) 場所

愛知県競馬組合へ持参又は郵送

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書（様式第1） 1部

(4) 郵送で申し込む場合

次のあて先に郵送してください。なお、郵送による入札参加申込みの場合は、平成26年2月28日（金）必着とします。

〒455-0069 名古屋市港区泰明町1-1

愛知県競馬組合 総務部 経営再建室（担当 樋口）

※封筒に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成26年3月10日（月）10時

(2) 場所

名古屋競馬場会館 3階 第一会議室

6 入札保証金

免除

7 入札利率

物件の貸付料（以下「貸付料」という。）は、貸付物件に設置の自動販売機の売上金額に貸付利率を乗じて得た金額とするため、見積もった貸付利率を入札書に記載してください。ただし、この利率を売上金額に乗じて得た金額には消費税及び地方消費税の額を含むものとします。

8 入札

(1) 入札は、入札書（様式第2）を封筒に入れ封印し、「平成26年3月10日開札 名古屋競馬場内への自動販売機設置の入札書在中」及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。

(2) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札

イ 金額を訂正した入札書による入札

ウ 郵送による入札

エ 虚偽の事実を記載した者のした入札

オ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

9 開札

(1) 入札者は、開札に立ち会わなければなりません。入札者が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない愛知県競馬組合の職員を立ち会わせて開札を行います。

(2) 落札者は、愛知県競馬組合の最低提案貸付利率以上の最高の率をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者

を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない愛知県競馬組合の職員にくじを引かせます。

(3) 開札の結果、最低提案貸付利率に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として2回を限度とする。）を行います。

10 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

11 契約の締結

(1) 別紙契約書（様式第3）により、契約書を作成するものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(3) 貸付契約は申込者名義で行います。

12 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を下記の内容により報告すること。

(1) 内容

設置場所	本数(本)	売上金額(円)

(2) 期限

区分	報告期限
月～月	月日

13 貸付料の納付

毎月組合が発行する納入通知書により、納付していただきます。

14 契約保証金

免除

15 その他

自動販売機を設置する前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

16 問い合わせ先

〒455-0069 名古屋市港区泰明町1-1

愛知県競馬組合 総務部 経営再建室（担当 樋口）

電話番号 052-661-9793（直通）

FAX 052-652-6372